

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第18号

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「3歳」を「12歳」に、「属する月の翌月の初日」を「翌日以後の最初の4月1日」に改める。

第1号様式（裏面）注意事項2中「（3歳）」を「（12歳）」に、「属する月の翌月の初日」を「翌日以後の最初の4月1日」に、「3歳以上の者」を「中学生」に改め、同注意事項3中「3歳以上の者」を「中学生」に改める。

第2号様式（裏面）注意事項2中「3歳に」を「12歳に」に、「属する月の翌月の初日」を「翌日以後の最初の4月1日」に、「3歳以上の者」を「中学生」に改め、同注意事項3中「3歳以上の者」を「中学生」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 受給者証の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

3 この規則による改正後の京都市子ども医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

（経過措置）

4 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）